



Tax Analysis

中国

税理士法人トーマツ

2015年4月9日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

国家税務総局が国外関連者への費用支払に係る移転価格管理の強化に関する公告を公布

中国の国家税務総局(以下「国税総局」)は2015年3月18日に「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第16号:以下「16号公告」)を公布した。当該公告はこれまでに国税総局が公表した、国外関連者へのサービス費およびロイヤルティーの支払に関する技術的立場を正式な文書の形にしたものである。

16号公告は、国外関連者への費用支払に係る税務処理の基本原則を再確認するとともに、徴税管理上の要求を明らかにすることを意図したものであり、世界的な租税回避防止への取組みに合わせて中国が講じた措置の一つといえる。

(1) 背景

国税総局は2012年以降、国外関連者へのサービス費とロイヤルティーの支払に特別な注意を払ってきた。2014年に予備的な措置を講じた後、国税総局はその立場を正式な文書の形にした。

国税総局は国際連合の「発展途上国の移転価格ガイドライン」の「中国実務編」において、ロイヤルティーに関する自らの見解を提示した。

2012年10月

国税総局は国際連合に提出したコメントレターの中で、グループ内でのサービス費とマネジメントフィーの支払にかかわる4つの問題と実務上の難点を提起した。

2014年4月

国税総局国際税務司の廖体忠司長が国際会議において、中国は“6つのテスト”によって、グループ内のサービス費支払が独立取引の原則に従っているか否かを調査する旨の発言をしたとの報道があった。

2014年6月

国税総局は「高額費用の対外送金に対する租税回避防止調査に関する通知」(税総弁発[2014]146号:以下「146号文」)という内部通達を發布し、グループ内におけるサービス費とロイヤルティーの支払に対する全国的な調査を展開した。

2014年7月

国税総局は16号公告を公布し、“6つのテスト”を正式な規定の形にするるとともに、国外関連者への非貿易支払の損金算入に関する指針を提示した。

2015年3月

少なくとも 16 号公告における一部の内容は、最近における一般租税回避防止管理弁法および非居住者企業による持分等の間接譲渡に関する新しい規定の公布に続く、中国が「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting: 以下「BEPS」) 行動計画に関する措置を国内において実践するためのものと見ることができよう。

(2) 16 号公告の主な内容

16 号公告では、国外関連者に支払うサービス費とロイヤルティーは独立取引の原則に従ったものでなければならないということを改めて確認している。また、企業は関連者と締結した契約書およびその他の関連資料によって、取引が真実なものであり、かつ独立取引の原則に従っていることを証明しなければならないということも強調している。

サービス費とロイヤルティーの異なる特徴に基づき、16 号公告では独立取引の原則に従っていないために課税所得の計算上、損金に算入することができない 4 つのタイプのグループ内支払について説明している。

機能とリスクを担わず、実質的な経営活動も行っていない国外関連者に支払う費用は損金算入できない。

企業に直接または間接の経済利益をもたらさない以下のサービスの提供を受け、国外関連者に支払う費用は損金算入できない。

- ・ 企業の担う機能とリスクあるいは経営と関連性を有しないサービス
- ・ 関連者が企業の直接または間接の投資者の投資利益を保障するために、企業に対して行うコントロール、管理および監督等のサービス活動
- ・ 関連者が提供する、企業が既に第三者から購入したかあるいは自ら行っているサービス活動
- ・ 企業があるグループに属することによって特別な利益を得ているが、グループ内の関連者が当該企業に対して具体的なサービス活動を行っていない場合
- ・ その他の関連者間取引において既に補償を得ているサービス活動
- ・ 企業に直接または間接の経済利益をもたらさないその他のサービス活動



サービス費

企業が国外関連者の提供する無形資産を使用し、ロイヤルティーを支払う必要がある場合、当該無形資産の価値創造に対する各関連者の貢献度合を考慮し、各自が享受すべき経済利益を決定しなければならない。単に無形資産の法的所有権を保有するのみで、その価値創造に対する貢献がない関連者へのロイヤルティーの支払は独立取引の原則に従ったものではなく、損金算入できない。

企業がファイナンス、上場を主な目的として、国外に持株会社またはファイナンス会社を設立した場合に、ファイナンス、上場活動から生じる付随的利益について国外関連者に支払うロイヤルティーは、損金算入できない。



ロイヤルティー

(3) デロイトのコメント

16 号公告は企業の国外関連者への費用支払に対する近年の中国税務機関の立場を文書の形にしたものである。中国の BEPS 行動計画への関与に伴い、今後も BEPS 行動計画の成果を反映した国内税務法規が出されるものと見込まれる。サービス費やロイヤルティーの損金不算入に関する具体的な規定に加えて、次頁では 16 号公告における政策の趣旨に関して検討する。

(4) 損金不算入と特別納税調整

16号公告では、特定の状況において企業が支払うサービス費とロイヤルティーは税務上、損金に算入できないという明確な立場をとっている。このことは企業に大きな影響を及ぼすものと考えられるが、この処理には十分な法的根拠があるのか否かという疑問も出されている。16号公告では、費用の“損金不算入”に関する企業所得税法第8条ではなく、“特別納税調整”に関する同法第41条を参照しているからである。このことは、立法の趣旨が“損金不算入”にあるのではなく、特別納税調整を通じて“損金不算入”の効果を実現することにあるということの意味しているのかもしれない¹。実務的には、移転価格調査においては通常、独立取引の原則に基づく定量的な調整が行われ、直接に費用が全額否認されることはない。しかしながら、独立取引の原則に基づき、税務機関は特定の状況においてある取引を否認することができるものとする。これは、OECDのBEPS行動計画のディスカッションドラフトに見られる取引を“認識しない”という処理とも一致するものである²。

この場合、もし相手国の税務機関が、中国において費用の損金算入が認められるか否かにかかわらず、相手国においてはこれを益金に計上すべきであると考えられるならば、二重課税の問題が生じる可能性がある。最近、中国の税務機関が費用の損金算入を認めなかった事例が既にある。費用の損金算入を認められないというリスクを低減するために、納税者は費用の支払を行う前に取引のレビューを行うなどの積極的な措置を講じる必要がある。

いくつかの実務的な問題に関しては異なる解釈もある。例えば、16号公告に列挙される損金不算入項目は課税所得の通常の加算調整項目として年度申告に反映すべきであるのか、あるいは正式な移転価格調査を行い、国税総局の承認も得た上で調整を行うべきなのかが明らかではない。また、中国において費用が“損金不算入”とされた後、企業は相互協議の申立てを行い、二重課税の問題の解決を図ることができるのか否かということもわからない。国税総局および各地の税務機関がどのように16号公告の規定を適用するのかについては、今後の状況を見なければならない。

(5) サービス費に対する受益者テスト

国税総局は16号公告において、サービス費の合理性を分析するための受益者テストを導入した。これは、OECDおよび国際的に広く採用されてきたアプローチである。16号公告において用いられている言語は、BEPS行動計画10のグループ内役務提供に関するディスカッションドラフトに近いものである。このディスカッションドラフトでは、受益者テストは、“その活動がグループのメンバー企業に対し、商業的地位を高め、あるいは維持するための経済的または商業的価値を提供する”³か否かを評価するために用いられるとしている。

受益者テストの導入は、サービス費に対する税務機関の審査の重点を変えるものと考えられる。長い間、関連者間のサービス取引が独立取引の原則に従っているか否かを検証する際、一部の税務機関はサービス費のマークアップ率に着目し、マークアップ率が高すぎない限り、サービス費の支払が問題とされることはなかった。しかし、受益者テストが適用されるようになると、税務機関はサービス費そのものの実質と対価支払の妥当性に焦点を当てるようになるだろう。もし受益者テストで問題があれば、サービス費のマークアップ率がいくらであるかにかかわらず、当該サービス費は税務上、損金に算入できないことになる。サービス費の実質の認定は時として主観的なものとなるため、受益者テストの導入により、これまでは簡単と考えられていた取引についても議論が生じることになるかもしれない。

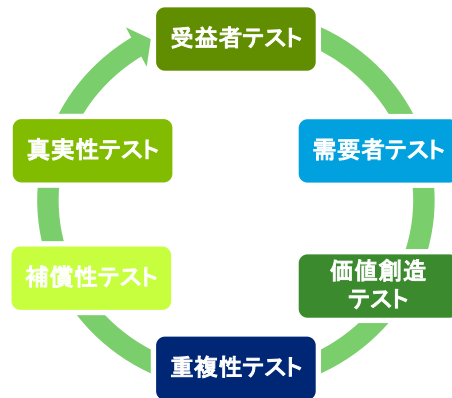
国税総局は2014年に国際連合に提出したコメントレターにおいて、受益者テストを“6つのテスト”に分解して

1 企業所得税法第8条：企業で実際に発生した、収入の取得に関連する、原価、費用、税金、損失およびその他の支出を含む合理的な支出は、課税所得額を計算するときに控除することができる。

2 BEPS行動計画8、9、10：移転価格ガイドライン第1章の改訂に係るディスカッションドラフト（リスク、再構築および特別な措置）（OECD、2014年12月）

3 BEPS行動計画10：低付加価値グループ内役務提供に関する移転価格ガイドライン第7章の改訂案（OECD、2014年11月）

いる。議論のある一部の観点は16号公告には含まれていないが、全体としてこの“6つのテスト”の精神は16号公告に反映されている。以下では、国税総局がコメントレターにおいて“6つのテスト”に関して提起した問題を説明する。これは、16号公告についてよりよく理解するための助けとなるであろう。



受益者テスト: 国税総局はコメントレターにおいて、関連者の提供するサービスについて“受益者テスト”を行う際には、サービス提供を受ける側だけでなく、サービス提供を行う側の受益状況も考察しなければならないと述べている。国税総局は、サービスによる利益がサービス提供を受ける側にとって“偶然”または“付随的”(incidental)なものである場合、当該サービスについては対価を支払うべきではないと考えているものと推測される。

16号公告の第4条第4項はこの考え方を確認するものである。この条項では、あるグループに属することのみによって得ている特別な利益に対して支払う

サービス費は損金算入できないと規定している。OECDもBEPS行動計画のディスカッションの中で類似の観点を表明している。

このほか、ロイヤルティーに関する16号公告の第6条においても、持株会社のファイナンス、上場活動から生じる付随的な利益について国外関連者に支払うロイヤルティーの損金性を明確に否認している。実際に国外の上場会社が、グループが上場していることによって中国子会社のイメージがよくなるという理由で中国子会社に請求していたロイヤルティーについて、中国の税務機関がその損金性に疑問を呈したという事例がある。

需要者テスト: グループ内役務提供がサービス提供を受ける子会社にとって必要なものであるか否かについても検討しなければならないと国税総局は主張している。国税総局はコメントレターにおいて、例えば製造業の子会社はその機能から見てコンサルティングや法務等のハイエンドのグループ内役務提供は必要としない可能性があるとして述べている。しかしながら、当該子会社が複雑な機能とリスクを担い、そのようなサービスを必要とする場合には、外部の第三者に委託するか、社内で行うことになるかもしれないとしている。たとえ機能の限られた企業であっても、いわゆる“ハイエンド”のサービスを必要とする場合はあるため、この問題は一律に論じられるものではないと考える。

価値創造テスト: コメントレターによれば、サービスが識別可能な経済およびビジネス上の価値の増大をもたらし、かつそれにより当該サービスの受入側の経営状況が改善できると合理的に予測できる場合、価値が創造されたときみなされると国税総局は考えている。

国外の親会社がグループ内部の規定に基づき、子会社のマネジメントに承認サービスを提供する場合、これは単に手続としてのマネジメントサービスを提供するものであり、識別可能な経済およびビジネス上の価値を創造するものではないため、そのようなサービスに対して対価を請求するのは合理的ではないと国税総局は考えている。

重複性テスト: 国税総局は、多くのマネジメントサービス(例えば、価値創造テストにおいて説明したサービス)は重複する活動あるいは株主としての管理活動に該当する可能性が高く、そのようなサービスの対価を子会社に請求すべきではないと考えている。これと同じような考え方はOECDの公表したBEPSのディスカッションドラフトにも見られ、“グループのあるメンバーがグループの他のメンバーが自ら行っているか、あるいは第三者によって行われている活動を単に重複して行っている場合には、当該活動をグループ内役務提供とみなすべきではない”⁴と述べられている。

4 BEPS 行動計画 10: 低付加価値グループ内役務提供に関する移転価格ガイドライン第7章の改訂案(OECD, 2014年11月)

補償性テスト:コメントレーターにおいて国税総局は、グループ内役務提供の分析を行う際には関連者によるサービスの提供が既にその他の関連者間取引において補償を得ていないかについても考慮する必要があると指摘している。

例えば、国税総局はコメントレーターにおいて、子会社が国外の親会社から原材料を購入し、親会社に製品を販売する例を用いて、このテストについて説明している。この例について国税総局は、グループの集中購買によってコストが節約される分、製品の販売価格も低くなるため、その集中購買の最終的な受益者は親会社であり、故にこのサービスについて親会社は子会社に購買サービス費を請求すべきではないとの考えを示している。

真実性テスト:国税総局はコメントレーターにおいて、グループ内役務提供の真実性を証明することは難しいとの懸念を示している。16号公告によれば、税務機関はサービス取引が真実なものであること、独立取引の原則に従っていることを裏付ける関連資料を提出するよう企業に求めることができる。もし企業が関連者からサービスの提供を受ける際にそのような資料を準備しなければ、税務機関から資料の提出を求められたときに、難しい状況に直面することになるであろう。

(6) ロイヤルティーに対する価値貢献テスト

16号公告の解釈においても、BEPS 行動計画における考え方との一致が見られる。公告およびその解釈によれば、ロイヤルティーの支払が独立取引の原則に従っているか否かを判断する際には、無形資産の開発、価値の増大、維持、保護および応用において各関連者が担う機能とリスク、使用する資産を分析することが必要となる。これにより、誰がどの程度、無形資産の価値創造に対して貢献し、無形資産の使用から生じる収益を享受すべきであるかを定めることになる。これは、BEPS 行動計画の成果として OECD が 2014 年 9 月に公表した移転価格ガイドラインにおける無形資産に関する観点を明らかに反映したものである。

納税者は無形資産の価値創造に対する国外関連者の貢献に関する証明資料を準備することが必要になるであろう。また、中国国内の企業が無形資産の価値創造に貢献していることが確認されれば、中国国内の企業も無形資産のリターンの一部を受けべきであり、その分だけロイヤルティー料率を引き下げるべきであると中国の税務機関は考えるであろう。価値創造への貢献の分析をどのように行うべきかについて国税総局はまだ意見を述べていないが、BEPS プロジェクトにおいて OECD が提示する指針に従うことになる可能性が高い。

これまでの移転価格調査において、赤字企業がロイヤルティーを支払っている状況に対して税務機関が疑問を呈したケースがある。16号公告の公布後、赤字企業は国外関連者へのロイヤルティー支払に対してより厳しい調査を受ける可能性がある。また、無形資産の価値創造に対する国外関連者の貢献を証明することも容易ではないであろう。

16号公告では、無形資産の法的所有権を有するのみで、その価値創造に貢献していない関連者に企業が支払うロイヤルティーは損金算入できないと規定している。このアプローチは OECD の現在の考え方とも一致するものである。無形資産を保有するタックスヘイブンのライセンサーが中国のライセンサーにロイヤルティーを請求するというスキームの採用は難しくなるであろう。なお、16号公告にはサブライセンスに関するコメントはない。

国税総局は 16号公告の解釈において、不動産開発企業が国外関連者から提供される商標を使用する例を用いて、企業が支払うロイヤルティーが損金算入できない状況を説明している。国税総局は、もし国内企業の経営を通じて商標とブランドが徐々に市場に認知され、かつ当該無形資産の維持、普及も国内企業が行い、価値の増大を実現するならば、独立取引の原則に基づき、国内企業が国外関連者に支払うブランドロイヤルティーは損金算入できないと述べている。

実際に、比較的特殊な不動産開発業以外でも、国外では有名なブランドであっても国内では認知度が低いという状況は多くの業種に見られるものである。もし中国あるいは全世界でのブランドの強化と宣伝のすべてあるいは一部を中国国内の企業が行うならば、中国の税務機関は当該国内企業がその価値貢献に見合う補償を得ることを求めるだろう。極端なケースにおいて、もし国外にある無形資産の保有者が何らの機能もリスクも

担わないならば、税務機関は国内企業が国外の保有者にロイヤルティーを支払うという取引の全体について、改めてその性質を定める可能性が高い。中国においては既にこのアプローチがとられている。最近報道された成都のケースでは、無形資産の価値創造に対してほとんどすべての貢献をしているのは中国国内の企業であると認定され、当該企業が無形資産の国外保有者（ヴァージン諸島に登録された会社）に支払うロイヤルティーが全額否認された。

(7) 拳証責任

16号公告およびその解釈によれば、納税者が国外にサービス費およびロイヤルティーを支払う際、事前に税務機関の承認を得る必要はない。しかしながら、税務機関から要求された場合、国内の納税者は取引の真実性およびそれが独立取引の原則に従っていることを証明するために、規定の期限までに関連者との契約書およびその他の資料を提出しなければならない。16号公告ではサービス取引の真実性を証明できなければならないということを強調しているが、そのような真実性の証明が難しいサービス取引もあるだろう。独立取引の原則に従っていない取引に対して、税務機関は当該取引が発生した年度から10年間、調整を行う権限を有するため、取引に関連する証明資料も同期資料の一部として保存しなければならない。

(8) 税務機関による調査の動向

高い利益率はセーフハーバーとはならない:赤字企業もしくは利益率の低い企業は移転価格調査の対象になりやすいと一般的には考えられている。しかし、最近報道された広州のケースから見れば、税務機関は対象企業の選定と審査に係る伝統的なアプローチを離れようとしているようである。税務機関は利益率の高い企業に着目し、その高い利益率に隠された国外関連者へのサービス費の支払を通じて利益移転が行われていることを確認した。調査の結果、一部のサービス費は全額を損金として認められず、一部の過大なサービス費に対しては定量的な調整が行われた。

タックスヘイブン／低税率地域への費用支払:16号公告の規定によれば、企業は機能とリスクを担わない、経営実態がない国外関連者に支払う費用を損金算入できない。そのため、タックスヘイブンや低税率国または地域に支払われるサービス費やロイヤルティーは税務機関の注意を引きやすい。実効税率の低さから、多国籍企業グループはこれらの国または地域に利益を移転しようと動機付けられる。一方で、これらの国または地域にある企業が実際の機能を担うことはまれであるため、利益と機能およびリスクとが見合わない状況が生じ得る。このようなスキームは過去においても税務機関の注意を引いたが、今後は調査を受けるリスクがより高まるだろう。中国の税務機関はこのようなスキームに対するアクションを既にとっている。例えば、146号文が出された後、北京の税務機関は税率の低い40の重点国家および地域に支払われるサービス費とロイヤルティーに対して特別調査を実施した。

(9) アドバイス

146号文の発布後に全国で実施された調査により、税務機関は移転価格調査の対象企業選定の参考となる多くの情報を収集した。16号公告の公布は中国の税務機関の従来からの立場に法的な基礎を与えるものであり、各地の税務機関は今後、フォローアップの作業を行うものと予想される。このように環境が変化し、中国の税務機関が関連者間のサービス費とロイヤルティーの支払に対する管理を強化しようとする中で、納税者は移転価格リスクに特別な注意を払い、税務機関からの照会と調査に備えて、積極的な措置を講じる必要がある。特に以下のことを提案する。

- 関連者とのサービスおよびロイヤルティー取引に関する裏付け資料を準備する。これには取引フロー、法律文書、取引金額および移転価格政策等の資料が含まれる
- 事業目的および経済的実質の観点からサービス費およびロイヤルティーを支払う必要性と合理性を分析する。以下を含む
 - ・ 取引発生時点およびその後におけるビジネス上の必要性
 - ・ 各サービス費の経済的実質を吟味し、重複支払の状況があるか否かを確認すること

- ・ サービス費およびロイヤルティーの取引に係る移転価格政策、政策に変更がある場合はその理由
- 無形資産の法的小よび経済的所有権の状況をレビューし、各関連者の無形資産の価値創造への貢献度を裏付ける資料を準備すること
- グループ本社の財務・税務チームとコミュニケーションを取り、グループレベルでの情報、支援を得て、全体的な対応措置を講じること。これには、現地子会社とグループ本社との協力が必要である
- できるだけ早く問題を識別できるように、マネジメントとリーダー層に対して移転価格管理の基本的内容に関する研修を行い、内部の移転価格ガイドラインに基づき、新しい取引に対して有効な管理を行うこと

16 号公告が新たに公布されたことにより、納税者は関連者に対するサービス費およびロイヤルティーの支払に留意するようになるだろう。移転価格の調整が行われ、あるいはサービス費の全額が損金算入できないことになれば、中国において多額の税務的影響が生じ、ひいては国家間の二重課税の問題が生じる可能性もある。

これまで多くの企業は、移転価格リスクの管理とは同期資料を準備し、あるいは企業の利益水準が一つの合理的なレンジに収まるようにすることであると見てきたが、このような伝統的な考え方は既に適切なものとはいえないだろう。納税者は積極的に新しい環境に適応し、将来における税務リスクを管理する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohmatsumsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。